

事務連絡  
令和3年12月23日

地区薬剤師会 担当者 各位

公益社団法人東京都薬剤師会

写しの通り、日本薬剤師会から通知がありましたので、貴会会員へのご周知をよろしくお願ひいたします。



日薬業発第328号  
令和3年12月17日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会  
副会長 田尻 泰典

厚生労働行政推進調査事業「医療用医薬品の広告監視モニター事業の全施設対応化に伴う普及啓発及び質の向上に関する研究（アンケート調査）」への協力依頼について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国内における医薬品等の適正使用を確保するため、医薬品製造販売業者等による医療関係者を対象とした広告等の情報提供活動を適正化する取組である「販売情報提供活動監視事業」の実施については令和元年10月8日付け日薬業発第222号ほかにてお知らせしたところです。

今般、同「販売情報提供活動監視事業」についての認知度、報告の実施状況などを調べることを目的として、厚生労働行政推進調査事業「医療用医薬品の広告監視モニター事業の全施設対応化に伴う普及啓発及び質の向上に関する研究（アンケート調査）」が実施されることとなり（実施者：明治薬科大学薬学部 廣瀬 誠 教授）、本会として協力することといたしました。薬局に勤務する薬剤師を対象に、Webページ上で回答いただくものとなっております（下記）。

業務ご繁多の折誠に恐れ入りますが、ご協力につきましてご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 調査名：医療用医薬品の広告監視モニター事業の全施設対応化に伴う普及啓発及び質の向上に関する研究
2. 回答内容：「販売情報提供活動監視事業」についての認知度、報告の実施状況等
3. 回答方法：Web 上での入力。  
本年12月23日以降、日本薬剤師会ホームページの「お知らせ」の「薬剤師のみなさまへ」よりアクセスの上、ご回答をお願いいたします。  
( <https://www.nichiyaku.or.jp/> )
4. 回答期間：令和4年1月1日（土）～1月31日（月）
5. 実施者：明治薬科大学薬学部 社会薬学研究室教授 廣瀬 誠
6. 協力：公益社団法人日本薬剤師会、一般社団法人日本保険薬局協会

以上

# < 写 >

医療用医薬品の広告監視モニター事業の全施設対応化に伴う普及啓発及び質の向上に関する研究（厚生労働行政推進調査事業）へのご協力のお願い

公益社団法人日本薬剤師会 御中

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

医療機関への不適切な医薬品情報の提供が社会的な問題となったことから、厚生労働省は、製薬企業が医療関係者向けに行う医療用医薬品の情報提供活動について、虚偽・誇大、承認前情報の提供など不適切な事例があった場合に、医療関係者から報告していただく「販売情報提供活動監視事業」を実施しています。

販売情報提供活動監視事業は、令和元年10月1日より、モニター医療機関に限らず、薬局も含めたすべての医療関係者から報告を受け付けていますが、残念ながら、モニター医療機関以外の医療機関からの報告が少ない状況です。

このため、厚生労働行政推進調査事業として、「医療用医薬品の広告監視モニター事業の全施設対応化に伴う普及啓発及び質の向上に関する研究班」が設置され、報告が少ない理由や、報告の質の向上に関する調査・分析を実施することとなりました。

研究班は、令和2年度に病院薬剤師を対象とした調査を実施しました。令和3年度は、可能であれば、保険薬局の状況について貴会を対象に調査を実施させていただきたいと考えています。

つきましては、本年度調査を進めるにあたり、貴会に、調査票の設計、調査結果の分析等に関して助言をいただける役員等の推薦及び実際の調査の際の会員向けの周知等につきましてご協力いただきたく、お忙しいところ大変恐縮ですが、よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

令和3年9月16日

「医療用医薬品の広告監視モニター事業の全施設対応化に伴う  
普及啓発及び質の向上に関する研究」班

研究代表者 渡邊 伸一（帝京平成大学薬学部教授）

研究分担者 廣瀬 誠（明治薬科大学薬学部教授）